

# 上場投資信託受益権に係る業務処理

## 株式会社 証券保管振替機構

### 目 次

上場投資信託受益権の新規記録	1
1. 申請手続き	1
2. 機構における処理	2
上場投資信託受益権の口座振替	2
上場投資信託受益権の抹消	2
1. 決済日前々営業日における処理	2
2. 決済日前営業日における処理（前日抹消請求）	2
3. 決済日当日における処理	3
上場投資信託受益権の計算期間終了日の処理	3
個別移行	3
1. 前提	3
2. 個別移行に係る手続き	3
その他	5

#### [別紙]

1. 新規記録処理フロー
2. 単純預託書
3. 合計票（上場投資信託受益権 新規記録申請用）
4. 抹消処理フロー
5. 抹消請求書（上場投資信託受益権）
6. 合計票（上場投資信託受益権 抹消請求用）
7. 個別移行申請書（上場投資信託用）
8. 振替受入簿データ（上場投資信託 個別移行方式）

内 容	備 考
<p>2008年(平成20年)1月4日の上場投資信託振替制度の開始から、2009年(平成21年)1月の株券等の電子化(予定)までの期間における上場投資信託受益権の振替等に係る業務処理は以下のとおりとする。</p> <p>上場投資信託受益券の新規記録</p> <p>1. 申請手続き</p> <p>(1) 必要書類</p> <p>A. 新規記録申請書(単純預託書)</p> <p>日付          銘柄コード(4桁)          銘柄名          機構加入者名          機構加入者コード(7桁)          数量(新規記録口数)</p> <p>B. 合計票(新規記録申請用)</p> <p>決済日(提出日)          発行者名          発行者印( )          合計口数(同一銘柄で申請が複数ある場合、各新規記録申請書(単純預託書)上の口数の合計を記載)          申請件数(同一銘柄で申請が複数ある場合、新規記録申請書(単純預託書)の枚数の合計を記載)</p> <p>(2) 電話連絡</p> <p>FAX送信の前または後に、必要書類(上記A及びB)を提出する旨、電話により機構に連絡を行う。          (連絡先: 03-3661-1836 保振機構 業務部)</p> <p>(3) 申請書の送信</p> <p>FAXにより必要書類(上記A及びB)を送付する。          FAX送信先: 03-3661-0177 保振機構 業務部          申請受付時間: 決済日当日 9:00から15:00まで          機構から受信した旨の電話連絡を行う</p> <p>申請書の送信が15:00以降となる場合にはその旨を機構に連絡することとし、機構が認める場合には受付時限を延長することを可能とする(ただし15:30以降の延長はできない)</p>	<p>単純預託書上の「参加者名」欄に記入する。          単純預託書上の「参加者コード」欄に記入する。</p> <p>別紙の単純預託書等以外の書式を使用する場合には予め機構と調整しておく(1度機構と調整を行った場合には都度の調整は不要)。</p> <p>予め「受益権新規記録手続に係る届出書」にて届出済みの印を押印する。</p> <p>FAXではなく、機構に直接持込みを希望する場合には、電話連絡の際にその旨を機構に伝える。          提出先: 保振機構 業務部窓口 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館 4階          申請受付時間: 9:00から15:00まで</p>

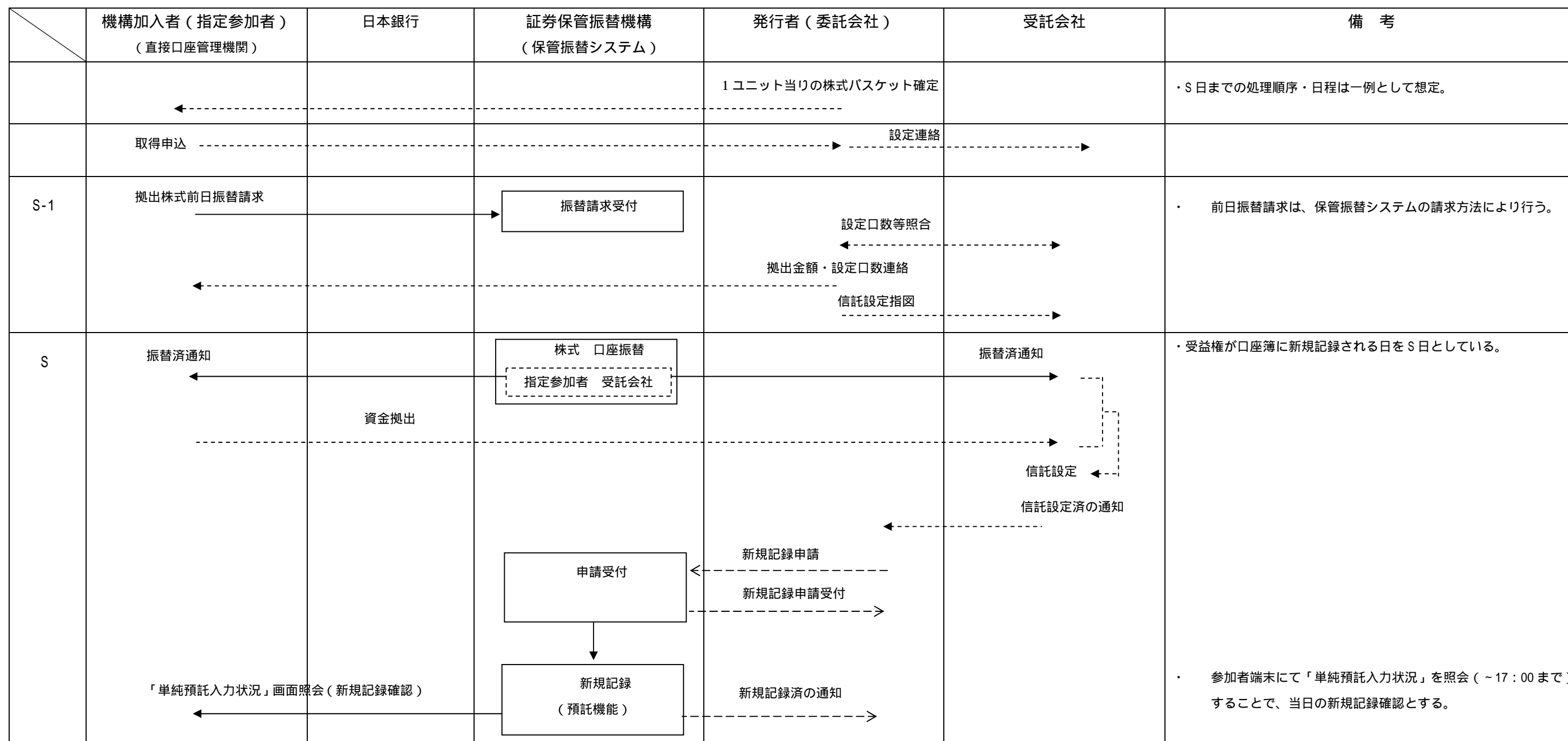
内 容	備 考
<p>2. 機構における処理                      機構では振替口座簿への増加記録を行った後、処理済印を押印した新規記録申請書を発行者に FAX 送信する。</p> <p>機構加入者は「単純預託入力状況」の照会により処理状況を確認することが可能。</p> <p>新規銘柄の取扱いについて                      ・新規銘柄については、上場投資信託振替制度の処理スキームにより取扱うことが可能であることを予め機構と確認した後、機構との調整を踏まえ銘柄情報等必要事項を機構に通知することとする。                      ・新規銘柄の取扱開始時の新規記録手続は上記と同様。</p> <p>上場投資信託受益権の口座振替                      口座振替については、株券等保管振替制度における株券等の取扱いに準じたものとする。</p> <p>上場投資信託受益権の抹消</p> <p>1. 決済日前々営業日における処理                      事前連絡として、機構加入者若しくは発行者は、交換に際し、「受益証券の交換に係る事前通知書」( ) を 17:00 までに機構業務部宛に FAX により送付する。                      送信先：03-3661-0177 保振機構 業務部</p> <p>2. 決済日前営業日における処理（前日抹消請求）</p> <p>(1) 決済日前営業日に以下の内容を記載した書面により申請を行う。</p> <p>A. 抹消請求書                      提出日                      決済日                      機構加入者コード（7桁）                      機構加入者名                      銘柄コード（4桁）                      銘柄名                      数量（抹消口数）</p> <p>B. 合計票                      日付（決済日）                      機構加入者名                      機構加入者印（ ）                      申請件数（請求が複数ある場合（抹消請求書が複数ある場合） 抹消請求書の枚数の合計を記載）                      合計口数（請求が複数ある場合（抹消請求書が複数ある場合） 各抹消請求書上の口数の合計を記載）</p> <p>(2) 電話連絡                      FAX 送信の前または後に、必要書類(上記 A 及び B)を提出する旨、電話により機構に連絡を行う。</p>	<p>振替口座簿への記録は単純預託の機能により行う。そのため、残高の発生日は決済日日当日であるが、処理は夜間バッチとなり、振替は決済日の翌営業日に可能となる。</p> <p>銘柄情報の機構への通知は、通常取扱開始日の 6 営業日前までに行うこととしている。</p> <p>株券等保管振替制度における取扱い時に、交換の際に事前に日本証券決済宛に送信していた書式を使用する。</p> <p>別紙の抹消請求書等以外の書式を使用する場合には予め機構と調整しておく（1 度機構と調整を行った場合には都度の調整は不要）。</p> <p>予め「受益権抹消手続に係る届出書」にて届出済みの印を押印する。</p> <p>FAX ではなく、機構に直接持込みを希望する場合</p>

内 容	備 考
<p>(連絡先：03-3661-1836 保振機構 業務部)</p> <p>(3) 申請書類の送信            FAXにより必要書類(A及びB)を送付する。            FAX送信先：03-3661-0177 保振機構 業務部            申請受付時間：決済日前営業日 9:00 から 15:00 まで            機構から受信した旨の電話連絡を行う。</p> <p>(4) 発行者への通知            機構は、抹消請求書等を受領後速やかに抹消請求受付済通知(抹消請求書のコピー)をFAXにより送付する。</p> <p>3. 決済日当日における処理            発行者への処理済の連絡：処理済印を押印した抹消請求書をFAX送信する。</p> <p>上場投資信託受益権の計算期間終了日の処理            機構は、上場投資信託受益権の約款に定める計算期間終了日において、機構の備える振替口座簿に記録される受益権に係る受益者登録につき、受益者が取り次ぐことを受任した顧客からの請求及び機構加入者からの請求を受託者に取り次ぐ。            上場投資信託受益権の約款に定める計算期間終了日における受益者登録の請求に係る処理については、株券等保管振替制度における株券の実質株主関係データの処理に準じて行う。            「受益者票」は「実質株主票」を、「分配金支払先指定書」は「配当金支払先指定書」を、それぞれ読み替えて利用する。            機構加入者が行う受益者データの処理日程は、実質株主データの処理日程に準じて行う。この場合において、「実質株主データ」とあるのは「受益者データ」と、「実質株主報告株式数」とあるのは「受益者提出口数」と読み替える。</p> <p>個別移行</p> <p>1. 前提            ・上場投資信託振替制度開始後に行う移行手続きを「個別移行」という。            ・機構に対する個別移行の申請手続きは機構加入者が行う。            ・機構加入者は予め受益証券が真正なものである旨の確認を行っておく。</p> <p>2. 個別移行に係る手続き            (1) 移行スケジュールの事前調整            機構加入者は、機構と移行日等の調整を行うため以下の手続きを行う。            - 「個別移行申請書」の「移行実施日」の欄以外を記入のうえ、FAX又はメールで機構へ送付する</p>	<p>には、電話連絡の際にその旨を機構に伝える。            提出先：保振機構 業務部窓口 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館 4階            申請受付時間：決済日前営業日 9:00 から 15:00 まで</p> <p>口座処理明細上、抹消記録については、処理内容が「過誤 - 買取追加」と記載される。上場投資信託受益権については当該処理内容を抹消と読みかえるものとする。</p> <p>・株券等保管振替制度において行われた受益者登録の取扱いと同一(ただし、記番号を受託者に通知する処理は行われない。)</p>

内 容	備 考
<p>- 「単純預託書」の日付以外を記入のうえ、FAX で機構へ送付する</p> <p>【受付時間】 9：00～15：00</p> <p>【送付・連絡先】 証券保管振替機構 業務部 FAX 03-3661-0177 e-mail <a href="mailto:gyomu@jasdec.com">gyomu@jasdec.com</a> TEL 03-3661-1836</p> <p>・機構加入者は上記の個別移行申請書等を送付した旨、機構に電話で連絡を行う。</p> <p>機構は速やかに日程調整を行い、原則として当日中又は翌営業日中に機構加入者に回答する。回答は「個別移行日程連絡書」を FAX 又はメールで送付することにより行う。</p> <p>(2) 移行処理 移行日において、機構加入者は、受益証券、個別移行申請書、単純預託書及び振替受入簿データを機構に提出する。</p> <p>【機構窓口】 証券保管振替機構 業務部 FAX 03-3661-0177 e-mail <a href="mailto:gyomu@jasdec.com">gyomu@jasdec.com</a> TEL 03-3661-1836</p> <p>【提出方法】 業務部窓口への持込</p> <p>【受付時間】 9：00～15：00</p> <p>機構は、提出された受益証券等の確認後、振替受入簿への記録を行う。</p> <p>機構は、受益証券の無効化処理を行うとともに、振替口座簿への記</p>	<p>・最短で、 の連絡を行った日の翌営業日を移行日とすることを可能とする。ただし、1日の受入処理枚数の制約等により希望の日に受け付けることができない場合もあり得ることから、予め余裕を持った日程で機構と調整を行うことを原則とする。</p> <p>・速やかな日程調整のため、機構加入者は個別移行申請書等を送付した旨の電話連絡を必ず機構に対して行うこととする。</p> <p>・地方から機構への提出についても直接持ち込むか証券代行による搬送かのいずれかとする（郵送では受け付けない）。</p> <p>・移行申請の証明が必要な場合は、個別移行申請書の写しを持参し、機構の受付印の押印を受けることとする。</p> <p>・株券等保管振替制度における株券等の単純預託の処理とは異なるため、預託袋等の使用や口数票の提出等は不要とする。</p> <p>・振替受入簿データはCD-R、DVD-R、FD若しくは書面での提出とする。（媒体で提出する場合には機構加入者においてパスワードを設定しておく）</p> <p>・振替口座簿への記録は単純</p>

内 容	備 考
<p>録処理を行う。</p> <p>機構は、移行日に、振替受入簿に記録内容を通知するために、銘柄・口数等の情報を発行者に通知するとともに、無効となった受益証券を発行者に返却する。</p> <p>本取扱は平成 20 年 1 月 11 日以降、株券等の電子化の実施までの期間とする。機構は、株券等の電子化の実施までの準備等に係り個別移行手続きの受付を制限する場合にはその旨の通知を行う。</p> <p>その他 振替口座簿記録事項証明書の請求、交付の取扱いは、株券等保管振替制度における参加者口座簿の写しの交付請求・交付の取扱いに準ずる。</p>	<p>預託書の読み込みにより行う。そのため、残高の発生日は移行日当日であるが、処理は夜間バッチとなり、振替は移行日の翌営業日に可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が申請人に口座を開設していない場合における機構からの法附則第 14 条第 5 項第 3 号の通知は、申請人のために開設された口座が明らかになるものとして、移行日付の「参加者別口座残高」の通知をもって行ったこととする。</li> <li>・無効化受益証券の返却処理は原則として移行日当日に行う。</li> </ul> <p>移行手続きについて不明な点がある場合には証券保管振替機構 業務部（TEL 03-3661-1836）宛に照会する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年 1 月 11 日の機構との事前調整から可能とする。</li> </ul> <p>「参加者口座簿」を「振替口座簿」と、「株数」を「口数」と読みかえることとする。</p>

<参考> 新規記録処理フロー



—————▶ 機構システム      - - - - -▶ 機構 帳票・FAX等      - - - - -▶ 機構システム外

新規銘柄の場合においても上記フローに準じた処理を行い振替口座簿への増加記録を行う（新規銘柄の取扱いについては予め機構との間で処理フローの確認及びスケジュール等の調整を行うこととする）。  
上記フローは2008年(平成20年)1月4日の上場投資信託振替制度の開始以降、株券等の電子化（2009年（平成21年）1月予定）の開始までの期間における処理フロー。

[単純預託書]

フォーマットID **501** 単純預託書 A  
 (株)証券保管振替機構 御中

(処理区分)	101	年 月 日	(未済)	(大券)
(銘柄コード)	CD	(銘柄名)	(数量)	(数量CD)
(参加者コード)	CD	(参加者名)		
(預託代行者名)				
(社内処理用項目)			(信託財産表示分)	(自己・顧客区分)

**注意**

1. 券種……未済、大券の場合は該当箇所に"1"を記入
2. 信託財産表示分……無記入：普通口への預託 1：信託口への預託 9：即時書換条件付預託
3. 自己・顧客区分……無記入：自己分 1：顧客分

株証券保管振替機構

合計票（上場投資信託受益権 新規記録申請用）

（株）証券保管振替機構 御中

決済日（提出日）

発行者名

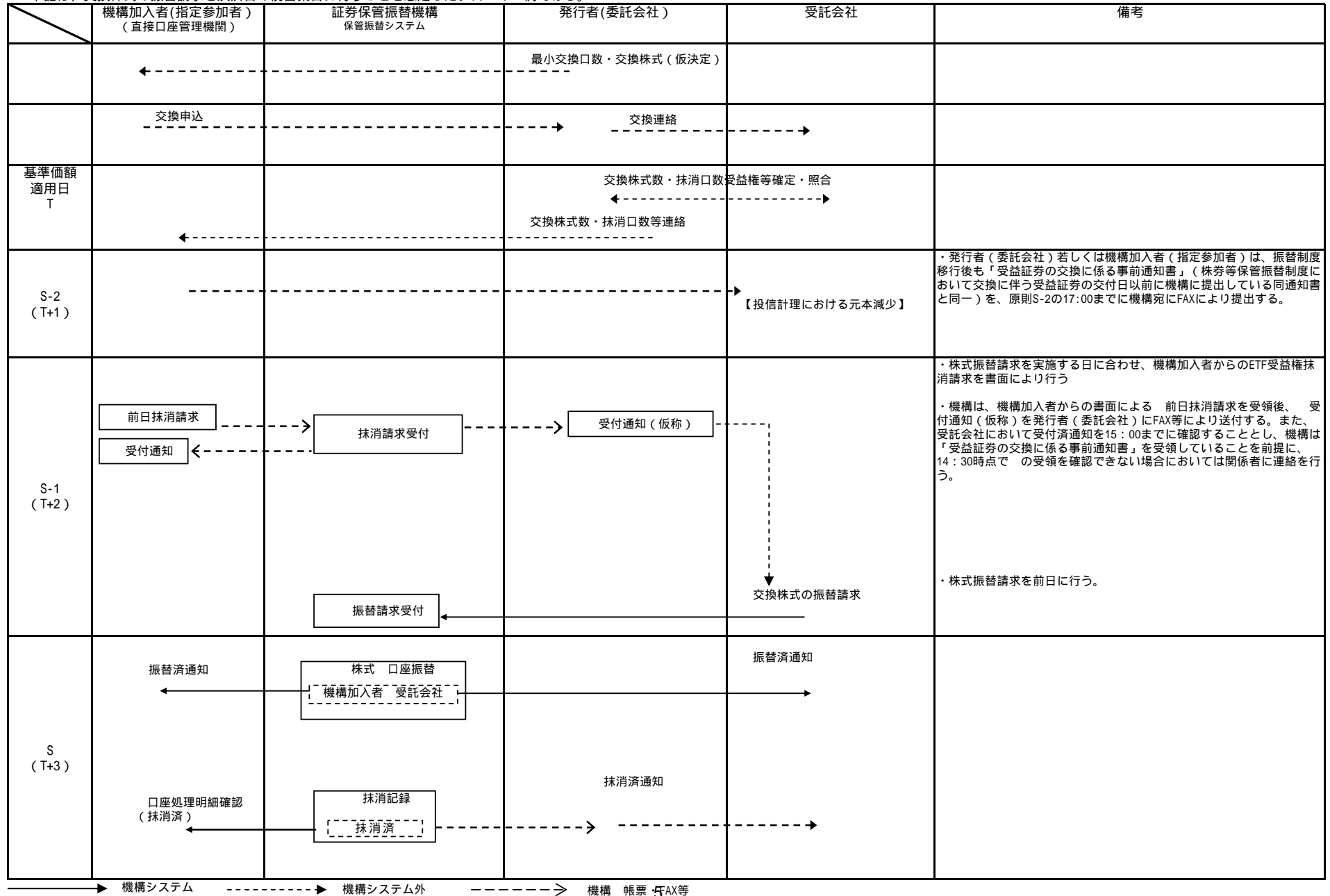
合計口数

発行者届出印

申請件数

<参考> 抹消処理フロー図

\* 下記は、交換株式の振替請求を決済日の前営業日に行うことを想定したフローの一例である。



上記フローは2008年(平成20年)1月4日の上場投資信託振替制度の開始以降、株券等の電子化(2009年(平成21年)1月予定)の開始までの期間における処理フロー。

抹消請求書（上場投資信託受益権）

（株）証券保管振替機構 御中

決済日

提出日

機構加入者コード

機構加入者名

銘柄コード

銘柄名

数量

合計票（上場投資信託受益権 抹消請求用）

（株）証券保管振替機構 御中

機構加入者名

決済日

合計口数

機構加入者届出印

申請件数

## 個別移行申請書（上場投資信託用）

株式会社 証券保管振替機構 御中

事前連絡先:e-mail/gyomu@jasdec.com

:TEL/03-3661-1836

:FAX/03-3661-0177

日付	
機構加入者名	
機構加入者コード	
業務責任者名	印
電話番号	
e-mailアドレス	

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）より通知された方法に従い、特例投資信託受益権の受益証券に係る個別移行を以下のとおり申請します。また、下記の事項について確約又は同意をいたします。

銘柄名称																					
銘柄コード													受益証券の枚数							枚	
口数																				口	

希望移行日		移行実施日 1	
搬入者 2		搬入人数	名

1 移行実施日は、御希望に添えない場合があります。事前連絡の際には、移行実施日を記入しないでください。提出の際に、機構から通知された移行日を記入してください。

2 搬入者が複数名の場合には、搬入者の中の代表者のお名前を記載してください。

## 記

- 申請者からの委任に基づき移行申請を行うものであること（自らが申請者である場合を除く。）。
- 提出する受益証券が真正なものであることを確認していること。
- 当社の申請内容の誤りに起因する損害について、機構が責任を負うことはないこと。

提出物一覧（以下の提出物を忘れずに御持参ください。）

個別移行申請書（本申請書の正・副）  
振替受入簿データ

受益証券

単純預託書

